

第1回 広島市中央卸売市場新中央市場整備事業者選定部会 議事要旨

1 会議名

広島市中央卸売市場新中央市場整備事業者選定部会

2 開催日時

令和4年10月28日（金） 13:45～15:25

3 開催場所

広島市中央市場管理棟3階 大会議室（広島市西区草津港一丁目8番1号）

4 出席委員等

(1) 委員

渡邊一成(部会長)、矢野泉（副部会長）、金田一清香（欠席）、角倉英明、副島久実、塚井誠人、森高正博

(2) 事務局

津村経済観光局長、鈴木中央卸売市場長、登立新市場建設担当部長、北林東部市場長、吉村市場総括担当課長、植野市場整備担当課長、徳村業務担当課長

5 議事

- (1) 部会長、副部会長の選任について
- (2) 議事の公開について
- (3) 広島市中央卸売市場新中央市場整備事業の概要について【非公開】
- (4) 事業者の選定方法について【非公開】

6 傍聴人の人数

4人（報道関係者を除く。）

7 部会資料

第1回 広島市中央卸売市場新中央市場整備事業者選定部会 配席図

広島市中央卸売市場新中央市場整備事業者選定部会 委員名簿

資料1 広島市情報公開条例第7条各号について

資料2 広島市中央卸売市場新中央市場整備事業の概要について

資料3 事業者の選定方法について

参考資料1 入札説明書（案）

参考資料2 広島市中央卸売市場新中央市場整備事業 要求水準書（案）

8 発言要旨

(1) 部会長、副部会長の選任について

(事務局)

- ・選定審議会の参考資料「広島市公共施設整備等事業者選定審議会規則」の第7条第3項において、「部会に、部会長及び副部会長各1人を置き、当該部会に属する委員の互選によってこれを定める。」と記載している。指名推薦の方法で選任することとしてはどうか。

<「異議なし」の声あり>

(矢野委員)

- ・渡邊委員を推薦したいと思う。

渡邊委員は、「広島城三の丸整備等事業者選定審議会」において会長を務められており、また「広島市サッカースタジアム整備等事業者選定審議会」及び「旧広島市民球場跡地整備等事業者選定審議会」についても、選定審議会の委員を担われており、こうした事業者選定に精通しておられることから、本部会の部会長にふさわしいのではないかと思うがどうか。

<「異議なし」の声あり>

(事務局)

- ・それでは、渡邊委員は、部会長に就任していただくこととし、ここからは、渡邊部会長に議事の進行をお願いする。

(渡邊部会長)

- ・議事に沿って副部会長の選任を行う。副部会長については、私から推薦させていただきたいがどうか。

<「異議なし」の声あり>

(渡邊部会長)

- ・副部会長には、新中央市場建設検討会の座長を務められ、市場に精通されている矢野委員にお願いしたいと思うがどうか。

<「異議なし」の声あり>

(渡邊部会長)

- ・それでは、矢野委員に副部会長をお願いしたいと思う。

(2) 議事の公開について

(渡邊部会長)

- ・次に、議事(2)「議事の公開について」、事務局から資料の説明をお願いする。

(事務局)

- ・議事の公開の決定については、先ほどの選定審議会の資料2に記載している取扱要領の第2条第1項において、「審議会の会議は、これを公開する。ただし、次に掲げる議題について審議を行う場合は非公開とする。」としており、また同条第1号では「会議資料に広島市情報公開条例第7条各号に掲げる情報のうちいずれかが含まれる場合」及び第2号「その他公にすることが不相当と認める場合」と記載している。

また、同条第2項において「議題を非公開とする場合の決定は、会長に一任する。」としている。

このため、議事(3)及び議事(4)の公開の是非については、渡邊部会長に御判断していただきたいと考えているが、決定に当たって、各議事の内容について、事務局から説明させていただく。

議事(3)の内容については、現時点で対外的に公表していない本事業の詳細なスケジュールが含まれており、議事(4)の内容は、契約の相手方の評価に関することを含んでいる。

これらは資料1に記載している広島市情報公開条例第7条第1項第3号の「市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に当たるものと考えられる。

これらを踏まえて、御判断をいただきたい。

(渡邊部会長)

- ・この判断に当たって、皆様から御意見及び御質問をいただきたい。

<意見・質問なし>

(渡邊部会長)

- ・議事(3)の中では、今後のスケジュールについて記載されているところ、また議事(4)の中では、評価項目について記載されているところから、これらの点については事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに当たり、公にすることが不相当と認められるものと思われるが、委員の皆様はどうか。

<「異議なし」の声あり>

(渡邊部会長)

- ・それでは、議事(3)及び議事(4)については非公開にすることとする。

議事(3)及び議事(4)の内容については、非公開となったため、傍聴人及びマスコミ関係の皆様については、大会議室から退席いただき、念のためこの建物の外へ退出願う。

(3) 広島市中央卸売市場新中央市場整備事業の概要について

(非公開のため省略)

(4) 事業者の選定方法について

(非公開のため省略)